



年 頭 所 感

改革の中の弁理士

会 長 笹 島 富二雄

新年おめでとうございます。

2003年。いよいよ知的財産戦略大綱が謳う本格的な「知的財産立国」の実現に向けて制度改革が始まります。「知的財産立国」とは、知的財産を代表的な科学技術に例をとってみますと、その創造、権利化、活用を図って、知的創造サイクルを迅速に駆動し、国富を構築するということになりましょうか。

ところで、サイクルが回る場は国際的に広がりを持ちますが、少なくとも我が国内における知的財産制度のインフラ造りは極めて重要であります。折角我が国に科学技術が根付こうとしても、知的財産として十分に保護・活用が出来るインフラが我が国に整備されていなければ、科学技術は自らを大切にす国を求めて逃げて行くだけであり、我が国に科学技術・経済・司法等の多方面における空洞化が生じることは自明であります。その意味で、今次の知的財産改革は極めて重要であり、大きな期待を寄せるものであります。

従って、科学技術を創造する発明者の保護、迅速的確な審査体制、科学技術を基盤とする起業・流通システム、紛争処理における行政と司法との関連性、裁判所の管轄・専門性、裁判外の紛争処理、水際取締等、我が国知的財産制度等の喫緊の改革課題は多く、特に我が国最後の期待とされる大学発シーズの活用のあり方は、今次改革の目玉とされるものでありましょう。

このような状況の中で、お蔭様で弁理士は、最近二度にわたる法改正により、業務範囲が広がるとともに、特定侵害訴訟代理権が与えられました。その期待に応える為にも、弁理士は、通常の研修の他、本年度から先端科学技術（バイオ・IT・ナノ）の研修を早稲田・慶応・東京の各大学にて行っております。広げられた業務に関しては、著作権・不正競争防止法・契約・ADR に関して略全員研修を終えました。訴訟代理の為の法学基礎研修は、現在全国9大学において実施中であり、本年5月には、1300名を超す希望者の中で能力担保研修が実施され、侵害訴訟代理可能な弁理士の第1号が誕生します。審査官・審判官との共同研修をも拡張したいと考えています。また国際研修は、弁理士の重要な課題であり、現在米国ロースクールの協力を得て、英語による知的財産教育の可能性を探っております。

しかしながら、今次の知的財産制度改革では、おそらく弁理士に更なる能力向上を望むものであり、このため日本弁理士会は、訴訟・ビジネス・経営・戦略（目利き）・国際性を養成する知的財産専門職大学院の設立提言を行っております。その大学院は、弁理士他の知的財産専門家を養成するものと、

弁理士等の専門家を更にレベルアップし或いは我が国知的財産のリーダーを養成する高度なものとの2種に分けられます。弁理士のみこの種能力養成機関としては、日本弁理士会の研修所でその可能性を探っております。これからの弁理士は、これら全ての能力を兼ね備える必要があるというのではなく、得意分野に専門化していくものでありましょう。

平成16年から開設予定の法科大学院においても、知的財産に強い法曹を養成する構想が練られているようですが、何れにせよ、弁理士と弁護士とが一致協力して、我が国知的財産立国の実現を可能なように努力する必要があります。欧米・中国等の海外専門資格者と競うには、ロビー外交、法定活動等における異文化の理解と体験も必要となります。将来的には、知的財産侵害訴訟の専門家のあり方を予め早めにどこかで行っておくことが必要であると思われれます。知的財産紛争解決に関する我が国の人材対応の誤り若しくは遅れは、即ち知的財産立国を危うくする恐れとして現れることが十分に考えられるからです。

更に今、大学には、教育と研究に加えて、研究成果の社会還元という第3の使命が期待されています。この第3の使命の達成に向けて、産学連携ポリシーの策定、大学帰属を前提とする知的財産の一元管理体制の整備、知的財産に関する啓蒙普及促進の動きが活発化しつつあります。これら事業の達成のためには、大学人による積極的な取組がもとより前提となることではありますが、政府、知的財産関係者等による大学支援が不可欠であります。

多くの弁理士は、既に大学及び TLO に深く関係し、100名を超える客員教授、非常勤講師として活躍しております。また弁理士会は、平成11年に知的財産支援センターを設立し、大学支援を重点において支援活動を展開して参りました。今後各大学において知的財産本部体制が開始されることを踏まえて、文部科学省の協力を得て、1000名以上の弁理士が大学支援に参加する体制を整えております。数年後には全国の大学の殆ど全てに弁理士が関与している状況を作り出すことを目標としています。

その他、将来の人材養成の一環として、創造性と理数科教育のために、弁理士は、高校、高専、大学の学生を対象としてパソコンコンテスト（仮称）を特許庁、文部科学省とともに平成15年度より実施することとし、更に、初・中等教育に関し、「母校に帰ろう」運動を起こしています。また、海外専門家団体と協力して、アセアン諸国における弁理士育成の事業を策定しており、更に中国においては、現地専門家団体と覚書を締結し、模倣品対策を目的とした専門家間の連携を組むことにしております。これらも、広い意味では、我が国知的財産立国を実現する人的施策の一環として機能することを期待しての活動であります。

今年も日本弁理士会は、我が国経済の発展を願って、自らの責務を果たすべく努力を続けて参る所存であります。広く皆様のご理解を賜りますようお願い申し上げます。